

## 電話により強引な新聞購読を迫る悪質商法への対応

司法書士 井上史人

最近、ある政治団体が、電話により一方的に新聞紙の購読を迫り、月刊新聞紙に請求書を同封して送り付けくる事例が増えているようです。そこで、このような強引な勧誘により契約を迫る悪質商法への対応策について、紹介させていただきます。

冒頭に挙げた事例では、政治団体等から「日本を憂え、良くするためにがんばっている。月刊の新聞を購読してうちの団体を支援してほしい」等と電話勧誘があり、勧誘を受けた方がはっきりと断れない対応していると、明確な承諾がなくても一方的に新聞紙を送りつけ、また、明確に断っている場合でも、とりあえずパンフレットを送る等と言って、一方的に新聞紙を送りつけ、これとともに数万円の請求書を同封してくるようです。

このような強引な契約の勧誘があっても、勧誘を受けた方が契約を承諾していなければ、契約は成立していませんので、請求書が同封されていても支払い義務はありません。しかし、勧誘の電話を受けた際、契約の承諾をしたか否か曖昧な対応をしてしまい、不安に思ってしまう方もいると思います。御心配な方は、着払いで返送するなり、あるいは、書面により契約を拒否する旨の通知(内容証明郵便が望ましい)を送付する等の対応をすればよいでしょう。

また、先の事例とは異なり、電話による勧誘もなく突然一方的に商品を送りつける悪質商法も存在します。このように、注文もしていないのに、突然一方的に商品を送りつける商法をネガティブ・オプションと言い、特定商取引法において、商品の送付があった日から14日間経過しても受領者が契約を承諾せず、かつ販売業者が商品の引取りをしないときは、受領者において商品を処分しても良いことになっています(14日間のうちに商品を使用・消費してしまった場合には、代金の支払い義務が生じますので、ご注意ください)。

なお、電話勧誘による契約には、一部の契約を除いて、特定商取引法によるクーリング・オフ(無条件による契約解除)が認められていますので、契約内容が記載された書面を受領した日から8日以内に、クーリング・オフ(契約解除または契約申込を撤回)する旨の通知を書面により発信して、契約を解除することができます。

ただし、一部の契約(株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売等※)については、クーリング・オフは認められておりません。冒頭に挙げた事例は、政治団体が発行する新聞紙の販売、すなわち、「株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売」に該当するため、クーリング・オフは認められませんので、電話勧誘を受けた際には、契約を承諾する意思がない限り、はっきりと契約を断る旨の意思表示をしておくべきです。

※そのほか、事業者の方等が営業として行う取引等、特定商取引法が適用されない取引がありますので、対応に苦慮するときは、専門家にご相談ください。

司法書士 井上史人事務所

〒437-0041

袋井市睦町2-8

Re-poseFUKUROI 1階

TEL.0538-45-2720

FAX.0538-45-2750

執筆いただいた井上史人さん▶

